

障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No.1 創刊号

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2015年9月1日

福祉サービスの入り口は手帳です

行政や民間(一般の会社やNPO団体など)が行っている障害福祉サービスにはいろいろなものがありますが、そのほとんどは障害者手帳(以下「手帳」と省略)を取得することが入口になります。

障害福祉サービスを利用するには、手帳の申請をして、手帳を受け取ってから、それぞれの障害福祉サービスを申し込むこととなります。民間の場合は、手帳を提示することで受けられるものが多いです。

手帳には3種類あります

- 身体障害者手帳
→体の障害、医師の診断書(意見書)が必要
- 療育手帳
→知的障害・発達障害、相談員と面談する
- 精神障害者保健福祉手帳
→精神障害・発達障害、医師の診断書(意見書)か障害年金証書が必要

手帳を申請する窓口

千葉市の方は、住んでいる区の保健福祉センター。千葉市以外の千葉県に住んでいる方は、市の福祉事務所、もしくは町村福祉担当課です。

[裏面に続きます]

ごあいさつ

こんにちは、はじめまして。行政書士の佐々木あづさと申します。

「ねこの手どうぞ」は、障害児を育てているママを対象とした、ちょっとお役に立つ情報をお届けする無料ペーパーです。

障害福祉制度を上手に活用するためのコツや、困ったことがあったときにどうしたらいいかといったことをお伝えしていく予定です。

私の子どもは重度障害児です。「障害児のママによる障害児のママのための情報ペーパー」を、どうぞよろしくお願い致します。



手相占いが得意です。

手帳を申請するか迷ったとき

病院や施設などで手帳の取得をすすめられたとき、戸惑う保護者は多いです。子どもの障害を受け入れがたい気持ちがあったり、障害を理由に何か得をすることを後ろめたく感じてしまったり……。

けれど手帳がなければ、ほとんどの障害福祉サービスは受けられません。また、手帳を申請してから手元に届くまでには時間がかかります。

手帳は、障害のあるお子さんが適切な福祉サービスを受けるために必要なものです。専門機関にすすめられたら、やはり早めに取得した方がよいです。

申請したくても、診断書を書いてもらえないとき

上記のケースとは反対に、特に身体障害者手帳を申請したくても、医師から「診断書は症状が落ち着いてからにしましょう」と言われてしまった場合、少しでも早く福祉サービスを受けたいのだけれど……。

そうしたときには、発達や発育の遅れがあるようでしたら、身体障害者手帳より先に療育手帳を申請することをおすすめしています。

療育手帳の申請に医師の診断書は必要なく、相談員と面談して発達・発育の遅れがどれくらいあるかを審査されます。「今の子どもの状況を見てもらいたい」「その結果を受け止めて、子どもを見守っていきたい」と伝えれば、申請を拒まれるようなことはありません。

困っていること、
教えてください。

特に役所の手続き、書類作成、障害福祉についての情報収集などで、あなたが困っていることを教えてください。

この情報ペーパーの記事や、私の業務で活用させていただくことで、あなたの困った体験が、たくさんの方の役に立つかもしれません。

ご協力をよろしくお願い致します。

ささやかなお礼を
用意しています。

※個人情報には十分配慮いたします。

行政書士は、役所への申請や書類作成のプロです。行政書士には法律で決められた守秘義務があります。



行政書士会公式キャラクター

ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com
HP:<http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No. 2

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2015年10月1日

福祉情報の探し方

障害福祉サービスにはいろいろなものがありますが、福祉の情報は待っていれば伝わってくるものではないため、自分から探しにいく姿勢が大切です。

役所の窓口で聞いたり、インターネットで調べたり。障害児を育てている先輩ママに教えてもらうことも多いです。自分から積極的に動いて、情報を入手しましょう。

公的な福祉サービスの情報

県や市町村など、行政の福祉サービスを調べるには、その地域で発行しているガイドブックをもらうとよいです。担当窓口で受け取るほか、インターネットでダウンロードできるところもあります。

ガイドブックには、障害手帳の種類や等級からどんな制度が使えるかがわかる一覧表が載っています。使えそうなサービスを見つけたら、窓口で詳しく聞いてから、申請をしてください。

福祉サービスは年々変わりますから、できればガイドブックも最新版を手元に置いておくとよいです。

ガイドブックを手に入れることが難しい、ガイドブックを読んでもよくわからない、申請をかわりにやってほしいという方は、どうぞご相談ください。

[裏面に続きます]

ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

秋は誰かとゆっくり話をしたくなりませんか？

実は私は、カウンセリングの資格（心理相談員ほか）も持っています。

傾聴（けいちょう）という聴き方で、お話をじっくりと深くお聴きすることができますので、よろしければ、私とお話をしましょう。

得意の手相占いも「当たる」と好評です。

どうぞいつでも気軽に
お声掛けくださいませ。



民間の福祉サービス

民間の福祉サービスには、以下のようなものがあります。手帳の種類や等級によって、それぞれ対象者になるかどうかが決まっています。詳しくは各企業や団体にお問い合わせください。

- 有料施設の使用料割引・無料。
- JR、私鉄、国内空港、有料道路、タクシー、バスなどの交通利用料の割引。
- NHK テレビ受信料、NTT 番号案内の割引・無料。
- 日本郵便株式会社の「青い鳥郵便葉書」の無料配布。

★ 感謝の気持ち ★

行政書士事務所を開いてから、あたたかく応援してくださっているお寺様をご紹介します。

浄土宗 松風山 靈巖院 『大覚寺』様
(千葉市中央区生実町 1738/043-261-3679)

大覚寺様には、私の夫が4年前に亡くなって以来、ずっとお世話になっています。大覚寺様で発行されている寺報「みほとけにいだかれて」に応援メッセージを載せていただきました。

心から感謝し、お礼を申し上げます。

困っていること、
教えてください。

特に役所の手続き、書類作成、障害福祉についての情報収集などで、あなたが困っていることを教えてください。

この情報ペーパーの記事や、私の業務で活用させていただくことで、あなたの困った体験が、たくさんの人の役に立つかもしれません。

ご協力をよろしく願います。

ささやかなお礼を
用意しています。

※個人情報には十分配慮いたします。

行政書士は、役所への申請や書類作成のプロです。行政書士には法律で決められた守秘義務があります。



行政書士会公式キャラクター

ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
P C - M a i l : azusa.g@zc.wakwak.com
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No.3

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2015年11月1日

「分からないことが分からない」人へ

障害福祉について、皆さんから困ったことを教えてもらったところ、「分からないことが分からない」という声をよく聴きました。特にお子さんが障害手帳を持ったばかりのころに多いお悩みのようです。

福祉制度の全体像がつかめていないときは、「私(の子ども)が使える制度はどれですか?」といった大きな質問を役所の窓口などでするとよいです。また、何かの申請をしたときに、ついでに「ほかにも使える制度がありますか?」と一声足してみてください。

それから、ぜひ周りの人にも「見えそうな制度があったら教えて」と伝えてみてください。自分からメッセージを出すことで、情報が集まりやすくなります。

反対に、こんな情報には注意しましょう

・数年前の古い情報

→ここ数年で福祉制度の流れが大きく変わってきています。細かい条件なども変わりますから、現在と同じ内容かどうか確認する必要があります。

・個人の体験談(中でも「うまくいかなかった話」)

→参考にはなりますが、障害の程度や家庭の状況は人それぞれです。「〇〇さんがダメだったなら、私もやめておこう」と早々にあきらめてしまわないでください。

[裏面に続きます]

ごあいさつ

こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

「手相だけ観てもらってもいいですか?」と、聞かれることが増えました。もちろん拝見します。笑顔で喜んで♪

ペーパーを読んでいただけただけことが嬉しいので、私のこの感謝の気持ちをお返しできるならおやすいことです。

けれど本物の占い師ではありませんから、その辺は話半分で楽しんでいただければ幸いです。

どうぞいつでも気軽に
お声掛けくださいませ。



「まだ大丈夫」は「そろそろ」のサイン

情報集めや相談は、できれば時間と気持ちに余裕があるときにしましょう。「まだ大丈夫」とギリギリまでがんばって、いよいよ大変な状況になってから動く、使える選択肢が狭まってしまうことがあります。

福祉制度は、申し込んでから利用できるまでに時間がかかるものが多いです。余裕があるときに情報を集めたり、相談をしたりすることをおすすめします。

どこで情報を集めたらいいか、どこに相談をしたらいいかわからないときは、どうぞご連絡ください。

ペーパーの定期送付

障害福祉の無料ペーパー『ねこの手どうぞ』は、月に1回発行しています。読者の方から「毎号欲しい」というありがたいお言葉をいただきました。

お届け先をお知らせくだされば、定期的に（新しい号がでるたび、もしくは何号かまとめて）お送りいたします。郵送料だけご負担いただくと助かります。

※何かの折に、後でお渡しいただければ結構です。

施設やグループなどで配っていただける場合は、すでに発行している号と合わせて、まとめてお渡しすることもできます。

ぜひお問い合わせください。

困っていること、
教えてください。

特に役所の手続き、書類作成、障害福祉についての情報収集などで、あなたが困っていることを教えてください。

この情報ペーパーの記事や、私の業務で活用させていただくことで、あなたの困った体験が、たくさんの人の役に立つかもしれません。

引き続き、ご協力をよろしくお願いします。

ささやかなお礼を
用意しています。

※個人情報には十分配慮いたします。

行政書士は、役所への申請や書類作成のプロです。行政書士には法律で決められた守秘義務があります。



行政書士会公式キャラクター

ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800

PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com

HP:http://park6.wakwak.com/~azusa.g/



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No.4

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2015年12月1日

申請が許可されるためのポイント

役所に何かをしてほしいと申し込むことを「申請」といいます。あなたの申請が許可されるために一番大切なポイントは、役所の「決まり」を守って申請をすることです。

申請する前に確認すること

- 申請の対象者かどうか。
→対象者でなくても、事情によっては申請できるときもあります。
- 申請用紙に必要な事項をすべて記入しているか。
→記入もれがあると、確認のやりとりをするなど、許可が下りるまでの時間が余計にかかります。
- あわせて提出する資料・証明書がそろっているか。
→集めたり申請時にそろえたりすることが難しいものは、役所の担当窓口にご相談をしましょう。
- 申請期間内かどうか。
→申請期限に間に合わないときは、期間内の、なるべく早いうちに窓口ご連絡をしましょう。
- 申請書や資料・証明書のコピーはとったか。
→控えをとっておいて申請日などをメモしておくと、申請した証拠になります。

ごあいさつ

こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

人の心は臆病です。気持ちが弱っているときほど、今以上にダメージを受けるのを避けるために、「何もしないで、トラブルが過ぎるのを待つ」という選択をしがちです。

時間が解決してくれるならよいのですが、そうでないときはどうしましょう？

「誰かに相談する」ことが問題解決に向けての、最初の一步になります。

私によければ、いつでもお話をお聴きします。どうぞ気軽にお声掛けくださいませ。



[裏面に続きます]

申請書に書けない事情があるとき

申請をする際、申請書に書く欄がないような特別な事情があるときは、伝えたい内容を紙に書いて文書を作り、あわせて提出することをおすすめします。

「申立書（もうしたてしょ）」「申述書（しんじゅつしょ）」「意見書」といった文書は、呼び方は違ってても身はほぼ同じです。※個人の事情を説明する書類をまとめて「文書」と表記します。

文書のメリット

文書は正式な提出物としてすべての申請書や届け出に添えることができるうえに、役所は受け取りを拒めないことになっています。

○ほかにも、こんなメリットがあります。

- 同じ話を何回も繰り返す必要がなくなる。
- 申請の許可・不許可を判断する担当者に、自分の言葉で事情を伝えることができる。
- 役所からの返事・回答も文書でもらうことができる。（「文書ください」と言える）

⇒文書の作り方は、次号で詳しくお伝えします。

ペーパーを
定期送付します。

障害福祉の無料ペーパー『ねこの手どうぞ』は月1回発行しています。

お届け先をお知らせいただければ、定期的に(毎号か、何号かまとめて)お送りします。

郵送料だけご負担いただけると助かります。※何かの折にお渡しくださいれば結構です。

施設やグループなどで配っていただけるのも、とてもありがたいです。

どうぞお問い合わせくださいませ。

行政書士は、役所への申請や書類作成のプロです。行政書士には法律で決められた守秘義務があります。



行政書士会公式キャラクター

ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com
HP:http://park6.wakwak.com/~azusa.g/



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No.5

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2016年1月1日

申請書に書けない事情があるとき

障害福祉サービスの利用申請などをする際、申請書に書く欄がないような特別な事情があるときは、伝えたい内容を紙に書いて文書を作り、あわせて提出することをおすすめしています。

「申立書（もうしたてしょ）」「申述書（しんじゅつしょ）」「意見書」といった文書は、呼び方は違ってても中身はほぼ同じです。※個人の事情を説明する書類をまとめて「文書」と表記します。

文書のメリットについてなどは、前号をご参照ください。必要な方は、ご連絡いただければお送りします。

文書の作り方

- 用意するもの：紙（A4用紙、絵のない便箋など）、消えない筆記具、印鑑
- 書く内容：提出日、宛先、氏名と押印、住所、連絡先、伝えたい事情や内容

どのように書いたらいいかという形は、だいたい決まっています（見本は裏面にあります）。「感情的にならずに、事実だけをはっきりと伝える」のが文章を書くときのポイントです。

また、役所に提出する前に、必ずコピーをとっておきましょう。

[裏面に続きます]

ごあいさつ

こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

お話をするとき、「こんなこと聞いてすみません」と言われる人がいます。

少しでもお役に立てることがあれば嬉しいです。どんどん聞いてください。

もし私にできないこと、分からないことでしたら、どこに相談したらよいかをお伝えしますので、どうぞご安心ください。

気軽に声を掛けていただくのを、いつでもお待ちしております。

無料の手相占いも、おかげさまで好評です。



◎ 文章の見本

千葉市に住んでいる人が、子どもの申請をするときに提出する申立書の場合。

| | |
|---|--------|
| 平成○年○月○日 | |
| 千葉市長 | 氏名○○ 印 |
| | 住所○○ |
| | 電話○○ |
| 申 立 書 | |
| 私、○○は、子どもである○○の□□をお願いするにあたり、次の事情を説明いたします。 | |
| [以下、事情などを詳しく説明] | |
| このような状況ですので、□□をしていただけますよう、どうぞよろしく願いいたします。 | |
| | 以上 |

ペーパーを
定期送付します。

障害福祉の無料ペーパー『ねこの手どうぞ』は月1回発行しています。

お届け先をお知らせいただければ、定期的に(毎号か、何号かまとめて)お送りします。

郵送料だけご負担いただくと助かります。
※何かの折にお渡しくださいれば結構です。

施設やグループなどで配っていただけるのも、とてもありがたいです。

どうぞお問い合わせくださいませ。

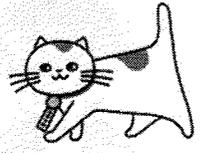
行政書士は、役所への申請や書類作成のプロです。行政書士には法律で決められた守秘義務があります。

自分で文章が考えられないとき

「事実・事情(詳しく説明するところ)」と「感情(自分の気持ち)」を区別して文章にまとめるのは、慣れていない人には少し難しいかもしれません。

文章を上手く整理できない、自分では作れないという人は、どうぞご連絡ください。役所の担当者に理解してもらいやすいように文書を作成するのが、行政書士の仕事です。

※相談は無料ですが、こちらで文書を作成するときは有料になります。有料の際は、先に金額をお知らせします。



行政書士会公式キャラクター
クキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com
HP:http://park6.wakwak.com/~azusa.g/



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No.6

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2016年2月1日

ねこの手 どうぞ

役所に「聞いていいこと」とは

例えば、役所に提出する申請書の書き方がわからないとき。どんな福祉サービスが利用できるか、教えてもらいたいとき。自分一人で悩むよりも、役所に問い合わせればすぐに解決できることがあります。

けれど時折、「こんなことを役所に聞いていいのかな？」と迷ってしまう人がいるようです。

基本的に、役所に関係することで、役所に聞いていけないことは何もあります。担当者や担当部署が違えば担当先を教えてください。役所に関係しないことだったら、そのように回答されるだけです。変に怖がらずに、まず役所に聞いてみましょう。

役所のルール

あまり一般的には知られていない「役所のルール」をご紹介します。これは、「行政手続法」という法律で決まっている内容です。

- 申請書の書き方や届け出の仕方などの問い合わせがあれば、役所はやり方を教えなくてはなりません。
- 役所は、提出された申請書や、届け出の書類の受け取りを拒むことができません。また、受け取ったらすぐに審査を始めなくてはなりません。※申請が許可されるかどうかは別の問題になります。

[裏面に続きます]

ごあいさつ

こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

セミナーや勉強会などの講師役に呼んでいただくことが増えてきました。

話を聞いてくれる人は、何が聞きたいのだろう？どのように話したら、納得してもらえるのだろう？

いろいろなことを考えたり、知識を深めたりするととてもよい機会をいただいています。

詳細など、ご案内が必要でしたら、気軽にお声掛けください。

無料の手相占いも、おかげさまで好評です。



【「役所のルール」続き】

- 申請が許可されるための具体的な条件が決まっている場合は、役所は誰でも分かる（見られる）ようにしておかなくてははいけません。
 - 申請が許可されなかったとき、窓口などでいろいろな説明をされたとき、役所から指示・指導があったとき、申請者は「書面で教えてください」と伝えることができます。役所は書面を求められたら、責任者・内容・理由を明記した書面を渡さなくてははいけません。
- 簡単な書類の修正や、明らかに申請の対象者でないときなど、書面がもらえない場合もあります。
- 役所の対応にどうしても納得がいかないときは、書面をもとに、ほかの機関に問い合わせることもできます。

それでも、問い合わせをすることが難しい人へ

個人の事情や、役所に対する気持ちの問題などで、自分で役所に直接行ったり、電話をしたりすることが難しい人もいます。

そうした人のために行政書士がいます。あなたと役所をつなぐお手伝いをするのが、行政書士の仕事です（そのように私は考えています）。

一人で問題を抱えてしまわず、どうぞ気軽にお声掛けください。

ペーパーを
定期送付します。

障害福祉の無料ペーパー『ねこの手どうぞ』は月1回発行しています。

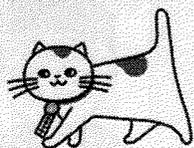
お届け先をお知らせいただければ、定期的に（毎号か、何号かまとめて）お送りします。

郵送料だけご負担いただけると助かります。
※何かの折にお渡しくださいれば結構です。

施設やグループなどで配っていただけるのも、とてもありがたいです。

どうぞお問い合わせくださいませ。

行政書士は、役所への申請や書類作成のプロです。行政書士には法律で決められた守秘義務があります。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com
HP:<http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No.7

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2016年3月1日

マイナンバーについて

「マイナンバー（個人番号）」は、国民一人ひとりに割り振られた12桁の番号です。マイナンバーは、手元に届いた「通知カード」で知ることができます。

行政の手続きや、税の管理などに活用する目的で導入されたマイナンバー制度は、障害児を育てている家庭にも今後、深く関わってきます。

マイナンバーが必要になる手続き

障害福祉の分野では、例えば次のような手続きでマイナンバーが必要になります。

- 特別児童扶養手当、障害児福祉手当などの手当
- 身体障害者手帳、療育手帳など手帳について
- 補装具などの障害福祉サービスについて
- 自立支援医療（育成医療、更生医療）について

障害福祉以外でも、健康保険に加入するとき、幼稚園や保育園に申し込むとき、生活保護を受けるとき、生命保険の契約をするときなどで必要になります。

※手続きでマイナンバーが必要となるケースは、法律や条例で決まっています。必要のないときにみだりにマイナンバーを知らせないようにしましょう。

[裏面に続きます]

ごあいさつ

こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

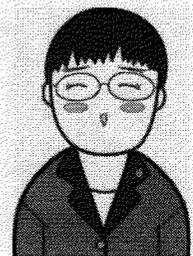
マイナンバーについて質問される機会が増えてきました。

今年の1月からマイナンバーの運用が始まり、みなさんの関心が高まっていることを感じます。

そこで、このペーパーを読んでもらっている方が、とくに気になるようなことをまとめてみました。

ほかにも分からないこと、知りたいことがありましたら、どうぞ気軽にお尋ねください。

無料の手相占いも、いつでも歓迎です。



個人番号カードのメリット

マイナンバーと本人の写真が記載される「個人番号カード」は、パスポートや自動車運転免許証と同じように「顔写真付き身分証明書」として使うことができます。

手続きでマイナンバーが必要になったとき、個人番号カードがあれば、「マイナンバーの証明」と「本人確認」が一度にできるのが便利です。

※個人番号カードがない場合は、「通知カード」と本人確認用の身分証明書（複数の証明書が必要なきもあります）を提示することになります。

子どもの個人番号カードを作るかどうか

子どもの場合は、個人番号カードの有効期限が短いことや、成長によって顔付きと写真が違ってくることから、カードを作るかどうか悩む保護者も多いです。

【個人番号カードの有効期限】

- 20歳以上は10回目の誕生日まで。
- 19歳以下は5回目の誕生日まで。

私個人の考えとしては、「顔写真付き身分証明書」として使える障害手帳やパスポートをすでに持っているお子さんなら、個人番号カードを急いで作る必要はないように思います。

マイナンバーを使う機会がどれくらいあるかで、判断されるとよいでしょう。

福祉ガイドブック
作成しました。

障害福祉の無料ペーパー『ねこの手どうぞ』に掲載している内容をまとめた『福祉ガイドブック』を作成しました。

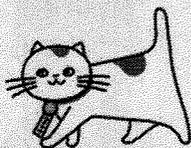
A4冊子・12ページ・8項目です。

お届け先をお知らせいただければ、すぐにお送りします。郵送料だけご負担いただくと助かります。

※郵送料は何かの折にいただければ結構です。

よろしければ、お問い合わせくださいませ。

行政書士は、役所への申請や書類作成のプロです。行政書士には法律で決められた守秘義務があります。



行政書士会公式キャラクター

ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com
HP:http://park6.wakwak.com/~azusa.g/



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No.8

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2016年4月1日

文書のおさらい

障害福祉サービスの利用申請などをする際、申請書に書く欄がないような特別な事情があるときは、伝えたい内容を紙に書いて文書を作り、あわせて提出することをおすすめしています。

※「申立書（もうしたてしょ）」「申述書（しんじゅつしょ）」「意見書」といった個人の事情を説明する書類をまとめて「文書」としています。

文書を提出するメリットは No.4、文書の作り方と見本は No.5 に載っていますので、ご参照ください。必要な方にはお送りします。

どんなふうに「文章」を書いたらいいか

『文書に「何を書けばいいか」は分かったけれど、「どんなふうに文章を書いたらいいか」が分からない』というお問い合わせがありました。

文書の目的は、事実や事情を伝えることです。文章の上手い下手を気にする必要はなく、提出先の担当者が内容を理解できれば十分だと思います。気持ちを細々と表現する必要もありません。

報告書や業務連絡書をイメージして、「ハッキリ」「キッパリ」「スッキリ」を目指しましょう。

参考までに、裏面に例文を用意しました。

[裏面に続きます]

ごあいさつ

こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

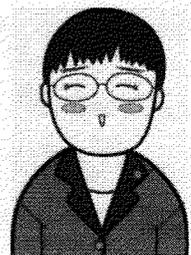
このペーパーの記事について、「分かりやすかった」「役に立った」など、嬉しい感想をいただくことが増えてきました。

その一言が私の活力源です。ありがとうございます！心から感謝です！

また記事の内容は、特に重要なこと、一般的なことを中心にまとめています。

個別のケースや、さらに詳しい情報が知りたいときは、どうぞ気軽にお尋ねください。

無料の手相占いも、いつでも歓迎です。



◎ 文章の例

- ① サイズが合わなくなったことを理由に、補装具の新規購入（支給）を申請する場合。

私、〇〇は、子どもである〇〇の補装具□□について、支給申請をするにあたって、次の事情を説明いたします。

おかげさまで〇〇は健やかに成長しており、□年前に申請をした□□はサイズが合わなくなっていました。耐用年数はまだ残っていますが、すでに使用することができず、困っています。主に学校の活動中に使用していましたが、担任の先生からもサイズが合うものを用意するよう言われています。

このような状況ですので、〇〇の健全な成長のために支給申請を許可していただけますよう、お願いいたします。

- ② 障害を持つ子どもの介護・療育を理由に、きょうだいの保育園入園を希望する場合。

私、〇〇は、長女である●●の保育園の入園申込みにあたり、次の事情を説明いたします。

私の長男〇〇は□□の障害を持ち、常時介護が必要です。介護の具体的な内容は、□□、□□です。また、通院は月に□日、通所は月に□日程度です。母〇〇は専業主婦ですが、〇〇の介護と療育のため、●●の保育が十分に行えません。

このような状況ですので、子どもたち二人の保育環境を整えるために、●●の保育園入園を許可していただけますよう、お願いいたします。

このほかの文章は、ご相談ください（相談無料）。

福祉ガイドブック
作成しました。

障害福祉の無料ペーパー『ねこの手どうぞ』に掲載している内容をまとめた『福祉ガイドブック』を作成しました。

A4 冊子・12 ページ・8項目です。

お届け先をお知らせいただければ、すぐにお送りします。郵送料だけご負担いただけると助かります。

※郵送料は何かの折にいただければ結構です。

よろしければ、お問い合わせくださいませ。

行政書士は、役所への申請や書類作成のプロです。行政書士には法律で決められた守秘義務があります。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com
HP:http://park6.wakwak.com/~azusa.g/



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No.9

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2016年5月1日

申請書の記入がラクになるコツ

福祉制度を利用するときは役所に申請書を提出することになりますが、同じような申請書を何度も作るのは面倒ですね。作成の手間を減らすちょっとした工夫をご紹介します。

○申請書を役所に提出する前にコピーをとっておき、ファイルに入れて保存する。

- ・次に申請書を書くときに、参考にすることができます。
- ・コピーに提出日を記入したり、役所で受領印を押してもらったりすれば、申請の記録も残せます。
※コピーは自分でとります。役所の窓口では基本的にお願ひできません。

○繰り返し頻繁に提出する申請書は、住所や名前を記入した原稿を作っておく。

- ・申請をするときは原稿をコピーして、日付など、その時々で変わる項目を追記して提出します。

○住所・名前・電話番号のはんこを作ってしまう。

- ・はがきや封筒に押す住所印（上記の項目がひとつになったもの）ではなく、それぞれが横書きの一行のはんこになっていると、申請書の書式に合わせて押せるので便利です。
- ・インターネットや地域のはんこ屋で作ることができます。はんこの制作キットなども販売されています。

ごあいさつ

こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

以前、「心理相談員というカウンセリングの資格も持っているので、話を聞くことが得意です」と書きました。

また、新聞社の契約ライターをしていた経験があり、文章の作成や校正も得意です。

「①お話をじっくり聞くこと」「②分かりやすい説明をすること」「③読みやすい文章を書くこと」が、私の業務姿勢です。

何かお役に立てることがあれば、気軽にご連絡ください。



ペーパーのコピーについて

「猫の手どうぞ」のペーパーをコピーして、「グループで配りたい」「知人に渡したい」というお問い合わせをいただきます。もちろん喜んで、「どうぞ」とお答えしています。

コピーする場合は、ペーパーの表と裏を全面コピーする形でお願いします。両面コピーでも、片面コピーを2枚でもいいです。特にご連絡はいりません。

けれど、全面コピー以外を希望されるときは、ぜひご連絡をください。片面や部分的なコピーだと、意味がよく伝わらなくなったり、誰がいつ書いた記事なのかが分からなくなったりしてしまうからです。念のため、確認をさせてください。

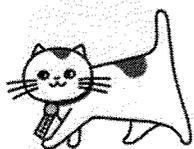
会報などへの記事のご提供

福祉サークルの会報などに、無料で記事をご提供します。記事に私の名前と連絡先だけ入れさせていただければ、執筆料はいりません。

このペーパーで過去に扱った記事をもとにして書き直しをするか、内容や文字数を相談した上で新たに記事を作成いたします。

よろしければご連絡ください。

たくさんの方のお役に立てますように。



行政書士会公式キャラクター

ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com
HP:<http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



福祉ガイドブック
作成しました。

障害福祉の無料ペーパー『ねこの手どうぞ』に掲載している内容をまとめた『福祉ガイドブック』を作成しました。

A4 冊子・12 ページ・
8項目です。

お届け先をお知らせいただければ、すぐにお送りします。郵送料だけご負担いただけると助かります。

※郵送料は何かの折にいただければ結構です。

よろしければ、お問い合わせくださいませ。

行政書士は、役所への申請や書類作成のプロです。行政書士には法律で決められた守秘義務があります。

障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

ねこの手 どうぞ

No.10

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2016年6月1日

できるときに情報の整理を

施設や学校ごとに、子どもの病気や障害などを説明するのはけっこう手間がかかりますよね。伝え忘れも気になるところです。

そこでおすすめしているのが、子どもの情報を整理した「情報シート」を用意し、関係先に渡すことです。できるときに作っておいて、その後は情報が新しくなったときに修正したり追記したりしましょう。

あると便利な情報シート

○日常生活についての情報シート

→病気・障害で注意してほしいこと、かかりつけ医・担当医、医療的ケアや介護の内容、内服薬、アレルギー、障害手帳の等級と取得日、発作のときの対応、関係する施設の連絡先などをまとめたもの

○できごとの時系列情報シート

→病気・障害の経過、入退院歴、手術歴などを、できごとがおきた年月日順にまとめたもの

※このシートを作っておくと、成人してから障害年金を請求（申請）するときにも役立ちます。

○介助の仕方、補装具の付け方などの手順表

[裏面に続きます]

ごあいさつ

こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

「ちょっと教えてください」と、声をかけていただくことがよくあります。

すぐにお答えできる質問にはその場で応じるようにしていますが、よく聞いてみると、実はもっと深い問題が隠れていることに気がきます。

質問の後ろにある状況やお困りの内容によって、解決方法が変わってくることもあります。

ゆっくりお話しする時間を用意しますので、遠慮なく、お会いする約束をお取りください。



情報シートの作り方

できれば、情報をパソコンに入力して、必要に応じてプリントするのがよいです。手書きのものをコピーして渡すやり方だと、書くのが大変な上、修正がしにくいです。

情報シートは、A4 サイズの用紙に、なるべく枚数が少なくなるようにまとめます。作成日や修正日、作成者（母、保護者など）も記入しましょう。

情報シートを作るのが難しいとき

まとめる情報が多い場合、一度にまとめるのは大変です。また、何をどんなふうにまとめたらいいのかわからないときは、ご相談ください。参考になる情報シートをお見せするほか、アドバイスを差しあげることができます。

情報整理のお手伝いや、こちらで情報シートを作成することもできます（有料になりますが、必ず先にお見積りをいたします）。

緊急時にも活用できます

情報シートを「子どもの取扱説明書」と表現されたお母さんがいました。保護者や、子どものケアをいつもしてくれる人がそばにいないとき、情報シートは「お守り」になります。ぜひ、お子さんの荷物カバンにも入れておいてください。

会報に記事を
提供します。

福祉サークルの会報などに、無料で記事をご提供します。

記事に私の名前と連絡先だけ入れさせていただければ、執筆料はいりません。

このペーパーで過去に扱った記事をもとにして書き直しをするか、内容や文字数を相談した上で新たに記事を作成いたします。よろしければご連絡ください。

※過去のペーパーが必要な方はお申し付けください。郵送いたします。

行政書士は、役所への申請や書類作成のプロです。行政書士には法律で決められた守秘義務があります。



行政書士会公式キャラクター

ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com
HP:<http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No.11

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2016年7月1日

ねこの手 どうぞ

情報シートのおさらい

前号で「情報シート」の作成をおすすめしたところ、いろいろな反響をいただきました。

情報シートは、子どもの障害や病歴をまとめたもので、「子どもの取扱説明書」と表現されたお母さんがいました。「家庭内カルテ」と言われた方もいました。

情報シートについては、詳しくは前号をご参照ください。必要な方は、ご連絡いただければお送りします。

情報シートについての質問

○ 情報シートを作るメリットは何ですか？

→学校や施設ごとに、何度も同じ説明を繰り返さなくてよくなります。また、情報をあちこち探す手間がなくなり、緊急時にも役立ちます。

○ 学校や施設で記入するように渡されるプリントのほかに、情報シートを作る必要がありますか？

→学校や施設のプリントはとてもよく整理されているため、提出前にコピーをとっておけば、そのまま別のところでも使うことができます。けれど情報シートには「保護者が伝えたいこと」を書けるという大きなメリットがあります。情報を積極的に発信することで、連携のとれる保護者になることができます。

[裏面に続きます]

ごあいさつ

こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

悩み事を相談するときや、分からないことを質問するときには、誰でもたくさんの心のエネルギーが必要になります。

だから、ご相談や質問をいただいたときには、「よく勇気を出して話してくださいました」と、感謝の気持ちでお返事するよう心掛けています。

こちらから無理に聞き出そうとすることはありません。

あなたが「今なら話せよう」と思ったタイミングでどうぞお声掛けください。



【「情報シートについての質問」続き】

○ 情報シートのおおまかな内容や、まとめるとよい項目を教えてください。

→情報シートは、「日常生活について」「できごとを時系列に整理したもの」「介助の仕方などの具体的な手順表」といった内容でそれぞれ作るとよいです。まとめる項目は例えば、よく聞かれること、これだけは知っておいてほしいことなど、特に伝えたい項目を選びます。

○ 参考になるような資料はありますか？

→「ライフサポートブック」「サポートブック」といった名称で、行政や障害者支援団体が配布・発行しているものが参考になります。ただ、こうしたノートタイプのものは全体のページ数が多く、必要ない箇所もあります。

情報シートは重要な情報を、子どもに関係する施設に配るのが目的ですので、お子さんにあった情報シートを用意することをおすすめしています。用紙の枚数も少なめがよいでしょう。

○ 情報シートの見本を見せてください。

→ご相談いただければ、私が自分の子ども用に作った情報シートをお見せすることができます。私の子どもが受診しているある病院では、カルテの先頭ページに貼って活用して下さっているとのこと。行政から支援を受けるときにも役立っています。

会報に記事を
提供します。

福祉サークルの会報などに、無料で記事をご提供します。

記事に私の名前と連絡先だけ入れさせていただければ、執筆料はいりません。

このペーパーで過去に扱った記事をもとにして書き直しをするか、内容や文字数を相談した上で新たに記事を作成いたします。よろしければご連絡ください。

※過去のペーパーが必要な方はお申し付けください。郵送いたします。

行政書士は、役所への申請や書類作成のプロです。行政書士には法律で決められた守秘義務があります。



行政書士会公式キャラクター
クミマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com
HP:http://park6.wakwak.com/~azusa.g/



不安の正体をつかむには

解決の難しい困りごとは、いくつかの要素が複雑にからみあっていることがよくあります。

けれど、細かな点に気をとられすぎると、全体像が見えにくくなってしまいます。まずは困りごとを大きな枠でとらえ、分野を意識してみましょう。

- 将来について • お金（収入、支出） • 住まい
- 人間関係（親子、夫婦、家族、ヘルパー、施設）
- 健康（医療的ケア、病気、障害、介護者の疲れ）
- 生活（食事、睡眠、入浴） • そのほか（ ）

ゴールの決め方

困りごとをどうしたいのか。今ある困りごとが、どんなふうに変われば困った状態から抜けたと思えるのか、解決のゴールを言葉にします。

- わたしは、〇〇したい。
- わたしは、〇〇したくない。
- わたしは、子どもが〇〇になってほしい。
- わたしは、子どもが〇〇になってほしくない。

希望を紙に書いたり、それを読んで声に出してみたりすると、具体的な行動を起こす力がわいてきます。

ワークシートがほしい方はご連絡ください。個別相談やセミナーのご依頼もお待ちしております。

会報に記事を
提供します。

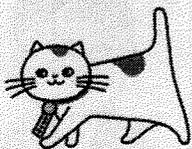
福祉サークルの会報などに、無料で記事をご提供します。

記事に私の名前と連絡先だけ入れさせていただければ、執筆料はおりません。

このペーパーで過去に扱った記事をもとにして書き直しをするか、内容や文字数を相談した上で新たに記事を作成いたします。よろしければご連絡ください。

※過去のペーパーが必要な方はお申し付けください。郵送いたします。

行政書士は、役所への申請や書類作成のプロです。行政書士には法律で決められた守秘義務があります。



行政書士会公式キャラクター
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com
HP:http://park6.wakwak.com/~azusa.g/

